（退職被保険者等所属市町村における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法）

第一条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）附則第七条第三項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）が前々年度の確定調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。）を超える退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下この条において同じ。）においては、その超える額に高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第三条に規定する前期高齢者交付算定率（以下この条及び第十八条の二において「前期高齢者交付算定率」という。）を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額の額に満たない退職被保険者等所属市町村においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（特定健康保険組合における調整対象基準額に係る調整対象基準調整金額の算定方法）

第十八条の二　法附則第二十一条第五項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定される額は、前々年度の概算調整対象基準額が前々年度の確定調整対象基準額を超える特定健康保険組合（法附則第二十一条第二項に規定する特定健康保険組合をいう。以下この条において同じ。）においては、その超える額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とし、前々年度の概算調整対象基準額の額に満たない特定健康保険組合においては、その満たない額に前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第五条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　令附則第九条の厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　当該各事業年度の前事業年度末における法第七条の三十一第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額

二　当該各事業年度における当該各事業年度の前事業年度に属する収入の見込額（介護納付金に係るものを除く。）と支出の見込額（介護納付金に係るものを除く。）との差額

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第六条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例）

第五条の二　当分の間、第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に、「同法附則第十条第一項」を「同項」に改め、同項の表第一条第一項の項中「第一条第一項」を「第一条の二第一項」に、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「（昭和五十七年法律第八十号）」を削り、「法附則第七条第一項」を「同項」に改め、同表第一条第二項の項中「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に改め、同表第一条の二第一項の項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改め、同表第一条の二第二項及び第三項並びに第一条の三の項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に、「第一条の三」を「第一条の四」に改め、同表第二条の項中「附則第七条第四項」を「附則第十条第三項」に改め、同表第十五条の項中「（平成十九年厚生労働省令第百四十号）」を削り、同表第十六条の項中「附則第二十一条第一項」を「附則第二十一条第二項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同表第十七条の項及び第十八条の項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同表附則第二条の項中「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削る。

（健康保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第二条第十五号の収入等見込額相当率の算定）

第六条の二　経過措置期間適用月が三月以外の場合における改正政令附則第二条第十五号の収入等見込額相当率については、一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を令第四十五条の三第一号に掲げる額と、都道府県単位保険料率を収入等見込額相当率とみなして、同条の規定の例により算定するものとする。

附則第七条前段中「第五条又は」を削る。

附則第八条第二項中「平成二十七年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第九条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第一項、第六条第二号及び第七条第三項並びに附則第二条の規定は、平成二十二年度分の調整交付金から適用する。

（健康保険法施行令附則第九条の厚生労働省令で定める額に関する経過措置）

第二条　平成二十二年度における第五条の規定による改正後の健康保険法施行規則附則第一条の二第一号の規定の適用については、同号中「予定額」とあるのは、「額及びその予定額」とする。

告示

○厚生労働省告示第二百十七号

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号）の施行に伴い、安定化計画の作成指針（昭和六十三年厚生省告示第二百十六号）は、廃止する。

平成二十二年五月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体　二六〇円）（配送料　別）